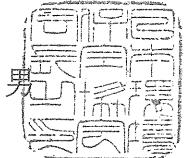


日環保協発 17-17 号
平成 17 年 6 月 24 日

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会
浄化槽専門委員会
委員長 加藤三郎 殿

日本環境保全協会
会長 宇田川 育



「平成 17 年浄化槽法改正に伴う省令改正」に対する意見書

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴職におかれましては、浄化槽が公共用水域等の水環境の保全等の観点から、さらなる国民の信頼を得るべく、今後の浄化槽法改正に伴う省令事項について鋭意審議を重ね、国政に格段のご尽力をされておられますことに、本会といたしましても深い敬意を表するところです。

私どもは、一般廃棄物処理業者・浄化槽清掃業者の全国団体として、廃棄物の適正処理及び生活排水の適正処理を推進し、国民が安全で健康快適な生活を営むため、そして未来に安全かつ清潔な生活環境を継承するため、汚物掃除法の制定以来、約百年に及ぶ廃棄物関連法令及び浄化槽関連法令に則り、今日まで市町村と共に懸命に努力し、わが国において誇るべき歴史実績・社会要請に応え得る技術力を着実に培ってまいりました。

このような立場から、このほど「平成 17 年浄化槽法改正に伴う省令改正」において、公共用水域の水質の保全に資する恒久的な生活排水処理施設として、保守点検・清掃・法定検査の確立を推進し、浄化槽に対する国民からの一層の信頼を確保することの観点から、下記のとおり意見申し上げます。謹白

記

- I. 省令改正の論点に対する意見について
 - 1 放流水の水質基準について
 - (1) 考え方——は同様に考える。

- ① 放流水の水質の技術上の基準BOD20 mg/Lは、浄化槽法定検査ガイドラインと同様の「可=20 mg/L超30 mg/L以下」、「不可=30 mg/L超」等のような最高値の明文化が必要と考える。

従来の構造方法の性能基準は、日平均を基本としているために、例えば、法定検査において、その性能を発揮しない施設を拾い上げたとしても、平均値として扱うのにふさわしくないということで、その結果が改善を促すための効力を発揮しない事例を多々経験してきた。このことが、技術力が十分でない業者の言い訳となっていることも見受けられる。このことから、安定した水質というものの定義を明確にしていくために、最高値を設定し努力目標を提示すべきであると考える。

- ② 窒素・リン除去型として設置された浄化槽に対応するため、窒素・リンの基準の設定、法定検査の検査項目への追加等、法定検査結果の活用が有効と考える。

窒素・リン除去型の管理経験が浅いことから、法定検査との関係がない場合、維持管理の対象としての意識が希薄なまま進行して行く恐れがある。このため、法定検査の検査項目として位置付けることで、初めて国民の浄化槽への信頼性が確保されることとなる。一方で、窒素・リンは、BODに対する透視度のような明確な代替え指標がないことなど、コストの面を考慮する必要がある。

- ③ みなしぜ浄化槽については、公共用水域等の水環境保全の観点から、法定検査の結果が「不適正」の施設をまずは優先して、合併処理浄化槽への転換が促進されるよう行政指導すべきである。さらに、生活排水の垂れ流しは最重要課題であり、これを防止するための合併処理浄化槽への転換期限を定める等の対応が必要と考える。

平成12年6月2日付け、浄化槽法附則第3条の規定において使用する者の努めとして位置付けられているものを、行政・管理者双方の責務と位置付けられなければ、実行性を得るのが困難ではないかと考える。

- ④ 違法に設置されている単独処理浄化槽(雑排水処理槽含む)が未だに見受けられることから、工事業者に対するさらなる監視及び取締による罰則・強化が必要と考える。そのためには、設置届出等の審査基準において現地確認を必須とした制度に変更することが望ましい。

2 第7条検査の検査時期について

- (1) 考え方——は同様に考える。
- (2) 省令案：使用開始後3ヶ月～8ヶ月——は同様に考える。

豪雪地帯等の地域の実情・期間内に使用開始情報が把握できない場合等を考慮して、このような場合の期間の延長・特例扱い等の措置が必要と考える。

3 指定検査機関から都道府県への検査結果の報告について

- 省令案——は同様に考える。

- ① 行政及び指定検査機関の事務負担を軽減するため、報告様式を定めず項目のみとした電子情報を活用し、指定検査機関の検査台帳を効率的に運用することで、情報の一元化が可能となり、最新のデータが行政に反映されると考える。さらに、情報の一元化の観点から、指定検査機関が設置届出書を把握できるシステムの構築が必要と考える。これらのこととは、法定検査の受検率が向上することにより、現在の課題である正確な設置台帳が完成すると思われる。
- ② 都道府県または市町村が、設置台帳の整備・維持管理の責務を負うように促す必要がある。そうすることによって、法定検査の受検率の向上に対して、具体的な行政としての方策が可能となると考える。
- ③ 行政及び指定検査機関双方の情報交換が円滑に実施されるように、個人情報の保護に関する法律の施行に伴う方策を講じることが必要と考える。

4 廃止の届出に関する事項について

- 省令案——は同様に考える。

正確な設置台帳を作りあげる観点から、廃止届と併せて使用停止中の施設に関する届出も行う必要があると考える。また、これらの情報を指定検査機関も把握できるシステムの構築が必要と考える。

II. 処理槽の維持管理に係る在り方

1 保守点検について

省令第6条に規定する保守点検の回数の見直しと、「通常の使用状態」の定義を明文化する必要があると考える。さらに、省令第6条4項の適用範囲を広げ、通常の使用状態以外や構造例示型以外または構造例示型で高度処理型のもの等に、この条文を反映させることが必要である。

2 清掃について

年一回の清掃の遵守徹底へ行政指導・行政施策の強化を図る必要があると考える。さらに、通常の使用状態以外や構造例示型以外または構造例示型で高度処理型のもの等についても、その扱いを明文化する必要がある。このことによって、処理槽管理者の混乱を誘発することなく、適切な清掃を実施することで、生活環境の保全に資する必要があるからである。

3 技術上の基準の強化について

通常の使用状態でないことが原因で、保守点検の技術上の基準範囲では、性能基準を満足しないと認められるものの扱いを、明文化する必要がある。これらのことへの対策を放置すれば、処理槽全体の信頼性を損なう可能性を危惧するためである。このような事例に対しては、メーカーの地域の営業担当者が対応しているが、営業担当者では手に余る事例がしばしば見受けられる。今後の解決策として、メーカーの開発担当者が個々の事例に対応する等、メーカーの義務を具体化することで解決する部分があると考えられる。

4 維持管理の公的資金の導入等について

処理槽法の目的の観点から、維持管理費用への公的資金の導入を考える必要がある。この観点から、事業主体である市町村の関与が不可欠であると考える。

5 法定検査について

法定検査の受検率の向上策として、指定検査機関側の努力はそのまま受検率に反映しているところであるが、その指定検査機関の努力に委ねる領域は、すでに限界に達している。これ以上の受検率の向上を促すには、検査依頼の発生に関わる行政の関与が必要最低条件であると考える。一部の地域では、県の無関心がそのまま受検率の低迷につながっている例もあり、積極的な行政の関与がいかに重要かを証明する例として注目すべきである。